

令和6年度

全国林業経営推奨行事実施要綱

1 趣 旨

森林の適正な管理並びに林業の技術及び経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林の管理経営体を表彰する。

2 主 催

公益社団法人 大日本山林会

3 後 援

林野庁

4 協 賛

一般社団法人 全国林業改良普及協会

一般社団法人 日本林業経営者協会

日本椎茸農業協同組合連合会

一般財団法人 農林水産奨励会

5 参加資格

一定面積（3ha）以上の森林を管理・経営し、かつ地域振興に貢献している個人、会社、協業体、共同体、団体等を対象とし、次に掲げる何れかに該当するものとする。

- （1） 多面的機能を持続的に発揮し得るよう、一定の計画のもとに森林を適正に育成・管理し、実績をあげているもの。
- （2） 各種新技術の開発・導入、流通・加工・販売、労務対策等に時宜を得た創意・工夫が加えられ、その効果が顕著であるもの。
- （3） 森林の適正な管理・経営を行いつつ、レクリエーション利用、文化的利用、教育的利用等森林の総合的利用を実践し成果をあげているもの。
- （4） 特用林産、農業等との複合経営（共同作業、共同集出荷等を含む）を行い、実績をあげているもの。
- （5） 他の業種と兼業であっても、上記要件の何れかを満たしているもの。
- （6） 既に本行事の受賞歴を有する管理経営体であっても、爾後5年以上を経過し、その後の向上進歩により格段に優れた内容になっているもの。あるいは後継者が引き継ぎ、更に内容を充実させているもの。

6 参加の方法

- (1) 都道府県は、上記5の参加資格があり、かつこの行事に参加を希望する者について、優秀と認めたものの内から5名以内を選び、令和6年3月31日までに公益社団法人大日本山林会（東京都千代田区内幸町1丁目2-1日土地内幸町ビル2階）に参加申込書及び推薦調書を送付する。
- (2) 都道府県の審査の対象となったもの全員の氏名、年齢及び住所を明記した一覧表を同時に提出する。

7 審査

上記6により送付された参加申込書及び推薦調書については、別に定める「全国林業経営推奨行事審査要領」に基づき審査を行う。

8 表彰

- (1) 審査の結果、優秀と認めるものを表彰する。
- (2) 表彰は次のブロック単位に行う。

第Ⅰブロック	北海道
第Ⅱブロック	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
第Ⅲブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
第Ⅳブロック	山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、三重
第Ⅴブロック	新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根
第Ⅵブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
第Ⅶブロック	岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
第Ⅷブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- (3) 授賞の種類は、農林水産大臣賞、林野庁長官賞、大日本山林会会長賞とする。
- (4) 表彰式は東京で行う。
- (5) 次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあつては夫婦連名で表彰することができる。
 - ① 家族が互いの個性と能力を認め合い、かけがえのない仲間として共同経営的に農林漁業を営む家族（経営）協定を締結していること。
 - ② 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できること。
 - ③ 農林漁業についての普及指導組織等による意見書が添付されていること。